意見書案第　２３　号

介護保険制度の改革・後退に反対し、充実を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成２５年９月２０日提出

提出者　長沼町議会議員　久　保　和　英
賛成者　〃　薮　田　　享
〃　〃　南　部　哲　郎

長沼町議会議長　駒　谷　広　栄　様

介護保険制度の改革・後退に反対し、充実を求める意見書

社会保障制度改革国民会議は８月６日、報告書をまとめ政府に提出しました。政府は今後分野ごとの具体的な制度設計を議論し、来年度の通常国会以降に関連法案を提出するとしています。

報告書には、介護保険制度について、給付の抑制を図ることを目的に、要支援１、２と認定された要支援者を保険の給付対象から外し、市町村が裁量で行う地域支援事業の対象に移すことが盛り込まれ、一定以上の所得がある利用者の負担引上げも盛り込まれました。これは明らかに介護保険制度の後退です。

地域支援事業の財源は一定の範囲内で介護保険財政から支出されるものの、事業内容は市町村の裁量とされ、介護の人員や運営の基準もなく、ボランティアや民間企業の配食サービスなどを利用することになります。要支援者への保険給付の大半を占める調理などの専門ヘルパーによる生活援助の取り上げにつながることは明白です。サービスが低下し、地域間格差が生じることも強く懸念されています。

社会保障の給付は、人間らしく生きる権利を実現するための国家による保障です。高齢者の生存権を保障するためにも保険給付範囲の削減は断じて行うべきではありません。

よって、国会及び政府に対し、社会保障制度改革国民会議の報告に基づく介護保険制度の後退に進むのではなく、利用者が切実に求める国による社会保障制度の充実を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２５年９月２０日

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄

提出先

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣

各　　通